

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-条例4
許認可等の種類	都市公園における公園施設設置・管理、占用、行為許可に係る使用料の減免			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第18条、長野県都市公園条例第12条			
許認可等の概要	都市公園における公園管理者以外の公園施設の設置・管理許可、占用許可、行為許可に係る使用料の減免			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり			
基準の制定根拠	長野県都市公園使用許可事務取扱要領(平成18年 3月 3日付け17都第246号) 第2の3			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(使用料の減免申請は、それに係る公園施設設置・管理、占用又は行為許可の申請と同時に行われることが大部分であるところ、当該許可申請の内容が多様であり、事案ごとの裁量が大きく、統一的な処理期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-条例4										
許認可等の種類	都市公園における公園施設設置・管理、占用、行為許可に係る使用料の減免													
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○ 長野県都市公園使用許可事務取扱要領</p> <p>第2 公園施設の設置又は管理の許可</p> <p>3 使用料</p> <p>(2) 使用料の減免</p> <p>使用料は、条例第12条の規定により減免できるが、減免の基準は次に掲げる表の左欄とし、減免する率又は額は同表の当該右欄とする。</p> <p>ア 減免の基準及び減免する率又は額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減 免 の 基 準</th> <th>減免する率 又は額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に供するため使用する場合(収益を伴う事業に供する場合を除く)</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>2 公共的団体その他の者において、公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>3 使用許可の相手方が当該都市公園の維持管理の費用(管理経費は除く)の全部又は一部を負担している場合</td> <td>負担している額の範囲内の額</td> </tr> <tr> <td>4 上記1～3の他、公益上その他特別な理由があると知事が認めた場合</td> <td>その都度知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table>				減 免 の 基 準	減免する率 又は額	1 他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に供するため使用する場合(収益を伴う事業に供する場合を除く)	10/10	2 公共的団体その他の者において、公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合	1/2	3 使用許可の相手方が当該都市公園の維持管理の費用(管理経費は除く)の全部又は一部を負担している場合	負担している額の範囲内の額	4 上記1～3の他、公益上その他特別な理由があると知事が認めた場合	その都度知事が定める額
減 免 の 基 準	減免する率 又は額													
1 他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に供するため使用する場合(収益を伴う事業に供する場合を除く)	10/10													
2 公共的団体その他の者において、公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用する場合	1/2													
3 使用許可の相手方が当該都市公園の維持管理の費用(管理経費は除く)の全部又は一部を負担している場合	負担している額の範囲内の額													
4 上記1～3の他、公益上その他特別な理由があると知事が認めた場合	その都度知事が定める額													